

平成26年 号
原告 特定非営利活動法人 空援隊
被告 国

原告準備書面 4

平成27年10月19日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 折田 泰宏
同 弁護士 浅井 亮
同 弁護士 小林 久子

第1 はじめに

本書面では、原告の被告に対する契約に基づく立替金支払請求が認められない場合に備えて、事務管理に基づく有益費償還請求を主張するものである。

第2 本人のためにする意思をもって本人の事務をしたこと

1 原告の行った遺骨保管等の事業が本人のための事務であること

(1) 被告の主張によれば、フィリピン国内における遺骨収集帰還事業は、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(第1条約)第15条第1項の規定等を踏まえ、日本・フィリピン両国合意の下、日本政府が主体となり実施しているものであって、フィリピン国内で発見された旧日本兵の遺骨については、政府派遣事業団が保管ないし日本への搬送等を行うべきものである、としている(被告準備書面(4)2頁)。

また、厚生労働省は、昭和27年度以来、日本人戦没者の遺骨収集帰還事業を実施しており、フィリピンにおいては、昭和32年度からこれを実施している。この遺骨収集帰還事業は、遺骨情報・埋葬状況に関する情報収集、当該情報の精査、現地政府機関等との具体的な収用計画の協議、収容、焼骨、日本への送還という流れで実施されている(被告準備書面(1)8頁)。

なお、サイパンでは昭和27年度から遺骨収集帰還事業が実施されている。

厚生労働省の厚生労働白書においても、「厚生労働省は、閣議了解等に基づき、1952(昭和27)年度以降遺骨収集を行っており、これまでに約31万柱の遺骨を収集した。」とあり、自らの事業であることを認めている(甲14)。

(2) さらに、平成27年9月11日、衆議院本会議において可決され、現在参議院において継続審議となっている「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」においても「戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにする」(第1条)、「国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。」(第3条1項)、「政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。」(第4条)とされており、当該事業の主体が被告にあることが明確にする趣旨である(甲15)。

それゆえ、当該事業は、被告のみが行うことができるものであって、被告以外が主体となって行うことができない。このことについて

ても被告は認めるところである。

- (3) そもそも、先の大戦において戦争を主導し、多くの戦没者を生み出した責任は被告である国であり、遺骨を国内外に放置してきたのもまた被告国である。このような実態からすれば、遺骨収集帰還事業を実現させることは、民間人の手によるものではなく被告が行うべき義務を負っており、被告自身の手で進めるべきことは当然のことである。

そうすると、原告が行った遺骨収集保管等の事業は、本来被告が行うべきものであったといえることができる。

他方、原告自身も遺骨収集事業について被告を介さずに行うことや、日本に遺骨を独自で帰還させるつもりなど毛頭なく、全て被告に引き渡すつもりでこの事業を行っていた。

- (4) この点、原告が遺骨収集帰還事業に関与するようになったのは、原告の事務局長倉田宇山が、フィリピンに遺骨が数多く残されたままになっていることを目の当たりにし、これを被告の厚生労働省に報告したにもかかわらず、全く対応せず、マニュアルに沿って作業を行うという実態を知ったことによる。

そのため、自ら得た情報を厚生労働省に提供することで、より遺骨収集を実効的なものにすることができるようにするため、遺骨の調査収容団体として原告を設立したのである。

原告が設立された戦後60年頃、被告が行う遺骨収集帰還事業は全く機能しておらず、フィリピンでの遺骨収集数は、平成16年度で54体、平成17年度で24体のみであった(甲4)。

このような状況から、被告も自らの能力に限界を認め、原告ら民間の力を利用して事業の効率化を図ることとしたのである(甲16)。

もっとも、民間である原告ができることはあくまで遺骨に関する情報収集であり、保管、収集、帰還については、全て被告主体で行うことが前提となっていた。

したがって、原告の遺骨収集保管等の事業は、本人(被告)のための事務であったといえることができる。

(6) 他方で、被告は、原告からの情報提供に基づき自らが行うべき保管、収集に関して、今までとはけた違いの量の遺骨が発見されたことに対応できず、全く機能していない状況が続いていた。実際に、被告の事業において、原告の情報を基に発見された遺骨の数は、原告が事業に参画してから収容された遺骨全体の7割にあたる(甲17)。

次々と集まる遺骨情報の中で、遅々として進まない被告の遺骨収集事業に見かねて、原告は被告の事務である保管、焼骨の準備、施設提供などを代わりに行ってきたのである。原告が被告の事務のために自らの費用でなしてきた業務は数え切れないが、本件は証拠資料が比較的明確であり、被告も認めていた3つの事業だけを取り上げたものである。

以下、事業ごとに詳述する。

2 イフガオ州遺骨保管諸費用

(1) 原告は、フィリピンルソン島北部にあるイフガオ州は、大戦時における日本軍降伏の地であり、大量の遺骨が残されているとの情報を得ていた。

しかし、イフガオ州では遺骨を祀る習慣があり、地元住民は、豚など動物の血を撒くなどの儀式をして清めた後でなければ遺骨を持ち帰ることに同意しなかった。

そのため、原告は、遺骨情報収集を開始した早い時期から多くの遺骨を確認していたが、実際に収集することまでできずにいた。

そこで、原告は、現地住民の慣習や儀式を理解し、共に儀式に参加するなどして現地住民の信頼を得るようになり、遺骨を持ち帰ることについて了解を得るようになった。この点、被告は、宗教的儀式に関与することはできないとして、これら儀式に参加しなかったため、原告の協力を得る前は地元から遺骨収集の了解を得ることができずにいたのである。

このようにして、原告は、大量の遺骨を被告の指示の下に収集す

ることができたが、これらを帰還させることができるのは被告のみであったため、被告の対応を待つこととした（この時点で遺骨が500体を超えていることについては、甲18号証・平成21年4月10日付原告メール参照）。

しかし、遺骨が残されている場所は洞窟が多く、海に面した場所では波にさらわれる危険があり、崖に面した場所では地すべり等により洞窟自体が閉ざされてしまう危険があった。また、人の住む地域では畑仕事の最中に発見されるとまとめて廃棄されたり、子どもが遊んで遺骨を破損したりして散逸する危険もあった。

このような状況から、発見した遺骨を被告が日本に帰還させるまでの間、保管する場所が必要となった。

しかし、現地イフガオの山中には大きな建物などなく、既存の建物で保管することは不可能であった。

この点、ラグットラーニングインというリゾートホテルは、青少年の育成を目的として青少年が住み込みでホテルの手伝いをしながら職業訓練を行うという施設であったが（甲13・第20回フィリピン御遺骨調査報告3頁参照）、この地域で唯一の大きな建物であり、これを使用する以外に選択肢がなかった。

被告も、自身が遺骨を日本に帰還させる見通しが立たなかったために、現地で保管することを求めた。

そこで、原告は、ラグットラーニングインと交渉し、平成21年3月末ころより遺骨を保管するためにホテルを借り切ることとした。

このとき、原告は被告に対して、ホテルを借りていること及びその費用の見込額を伝えていたことについては、平成21年4月10日の原告から厚労省佐藤氏へのメールを見れば明らかである（甲18）。

さらに、被告も遺骨保管料の必要性を認識し、約1000体の遺骨保管のためにホテル借上費用1日当たり約5万円、2か月間の総額約300万円がかかっていることを了解した上で、支払方法を検

討することとしている（甲19）。

その後、第23回調査（平成21年8月17日から21日）には仮安置所が原告によって建設され、8月19日に遺骨をラグッドラーニングインから仮安置所へ移動させたため、それ以降ホテルでの保管はなくなった。

このような、遺骨を適切に保管する事務は、本来被告が行うべきものであり、これを原告が代わりに行ったということができる。

また、原告と被告との間の平成21年度の委託契約には一時保管施設の確保し、収集した遺骨を当該保管施設に移送することについて、委託業務に含まれていなかったのに対し（乙4）、平成22年度にはこれが含まれている（乙6）ことは、本来的に遺骨収集帰還事業の中で一時保管をすることが当然含まれるべきであったにもかかわらず、平成21年度の時点ではこれが委託事業に含まれておらず、かつ、被告自身もこれを提供することができない状態にあったのであるから、本人（被告）に代わって原告が事務を行うことは当然認められるべきであり、これがなされなければ、遺骨収集帰還事業を遂行することは不可能であった。

以上からすると、原告のイフガオ州における保管事務は、事務管理に該当し、当該事務に要したホテル代金は被告が負担すべきものであると言える。また、被告自身がホテルの保管料の一部として10,000ドルを支払うことを認めていることはその証左といえる（甲20）。

なお、ラグッドラーニングインにおける遺骨の保管が適正であったことは、同施設のホテル部分及び遺骨保管所部分の状況を示す写真（甲21，甲22の1～11）から見ても明らかであるし、当時被告から遺骨の保管について不満を述べられたり、指導を受けたりしたことがないことから認められるところである。

むしろ、「これまでも、空援隊とは話し合いを重ねながら遺骨収集に取り組んできたところであり、今後も連携を図り、遺骨収集事業を推進していくこととしている。」としていること（甲19）か

らも被告の意向に沿うものであったことは明らかである。

さらに、原告が「イフガオの仮安置所（ここではホテルを指している）に収容されている御遺骨は、全ての収集経費も保管経費も我々が支払っております。」（甲23）とメールしているのに対し、厚労省佐藤氏は「借金はキチッと返さなければいけないことはわかっているのですが」とあり、「イフガオ借上の借金もまたも分割していただくか」などと返答していることから（甲24）、原告が事務管理を行い、この費用に対して被告が支払わなければならない状況にあったことを認めている

（2）ラグッドラーニングインにおける遺骨保管料

イフガオのラグッドラーニングインにおける遺骨保管期間及びホテル借上による遺骨保管料は、以下の通りである。なお、ホテル借上料は1日当たり20,000ペソであり、20,000ペソ＝5万円として計算している（甲18,19）。ホテル借り上げの期間は正確には平成21年3月下旬頃からであったが、4月1日分からのみを請求している。

遺骨保管期間	遺骨保管料
平成21年4月1日～5月31日	305万円
同年6月1日～7月31日	305万円
同年8月1日～19日	95万円
合計	705万円

（3）被告は、原告に対し、上記遺骨保管料のうち344万7,000円を各種名目を変える形で支払っている。甲7号証では、本来の請求額は97,230ドルであるのに対し、今回の支払額を115,780ドルとすることで、差額18,550ドル（157.7万円）を弁済に充てている。なお、当該メールでは「これまでの負債」として513万円としているが、705万円のうち一部精算が完了しているために数字に差が生じている。

上記既払額344万7,000円には、原告が平成21年5月15日付けのメールの中で支払うことを約束した10,000ドルが

含まれる（甲20）。

（4）したがって、被告の遺骨保管料未払額は355万3000円である。

3 火葬場建設費

（1）植物防疫法上、日本国外の土の国内への持ち込みが禁じられており（同法7条3号）、土の付着した遺骨を持ち込むこともできないため、フィリピンにある遺骨を日本に帰還させるためには、現地において一度焼骨したうえで、持ち帰る必要があった。

当初、被告は、現地の屋外で焼骨していたが、平成21年11月頃、フィリピン政府から、同国の空気清浄化法及び衛生の観点から屋外での焼骨を許可しないと連絡があり、焼骨作業ができなくなった。

しかし、当時、原告の情報収集により数万体の遺骨の存在が明らかとなり、仮安置所の容量も限界に近づいていたため、速やかな焼骨、帰還作業が不可欠な状況となっていた。

他方で、フィリピンは、国民の大半がカトリック教徒であり、土葬されることが通常であるため、火葬場など焼骨できる施設はほとんどなかった。そのうち、オロンガポやマニラの火葬場については、被告の職員と共に見学したり、オロンガポでは試験的に焼骨作業を試みたりした。

しかし、いずれの火葬場についても、もともと遺体を火葬するために設置されたものであり使用形態が異なること、利用料が高額であることや、炉の数が圧倒的に少ないことに加えて、何よりも火葬施設では焼骨までの遺骨の整理分別収納作業を行う場所がないことなどから、現実的に既存の火葬場を利用することは困難であった。

このような状況から、フィリピンで遺骨収集帰還事業を継続するためには、遺骨の整理分別作業もできる焼骨専用の火葬場を建設するよりほかに方法はなかった。

そこで、原告は、被告に対し、焼骨専用の火葬場を建設すること

を求めたが、被告からは、国は海外で資産を保有できないこと、厚労省の予算は単年度であること、火葬場を設置するための予算を確保するためには数年程度かかってしまうことなどを理由に、自ら火葬場を建設することはできないと言われた。

そのため、原告は、やむなく原告自身がいったん火葬場を建設し、これに要する費用を立て替えることとするが、本来被告が行うべきものであるから、どのような形になるにせよ、被告から原告に当該費用を返済してもらいたい旨述べたところ、被告はこれを了解した。

その際、フィリピン国内で、正規の許可を持つ火葬場において、火葬証明を添付することが出来れば、帰国後、再焼骨の必要がなくなるので、その予算を支払いに回せるという話も被告より漏らされていた。

このような経過により、原告は、やむなくスービックにおいて火葬場を建設し、維持管理することとなったが、この火葬場は、被告の遺骨収集帰還事業における焼骨作業以外に利用することはなかった。

以上のとおり、本来、遺骨を分類整理し、焼骨する作業は、被告が行うべき事業であり、この施設がない場合には被告が建設すべきところを被告ができない事情があったため、原告がこれを行ったのであるから、事務管理に該当する。

また、被告の担当者も、火葬場を建設すること自体について反対していなかったし、むしろ、原告が建設することを望んでいた。このことは、実際に火葬場建設後、被告が3回焼骨作業を行っていることから明らかである。厚労省阿部博一氏も「厚生労働省では、フィリピン国内の複数の火葬場を視察するなどしてその使用を検討したが、原告が独自に、・・・火葬場を建設し、同火葬場は大量の遺骨を適切に焼骨することができることから、平成22年7月から9月までの政府派遣時において計3回、同火葬場で焼骨を行った。」としている(乙5)ことから、当該火葬場が遺骨収集帰還事業にとって不可欠の存在であったことは被告も認めるものであ

ったと言える。

この点、被告は、フィリピンの既存の火葬場があることから、本件火葬場が建設されなかったとしても遺骨収集帰還事業を継続することは可能であったとし、本件火葬場の建設は原告が独自の判断で行ったものに過ぎないとする。

しかし、被告が既存の火葬場を見学し、試験的に利用したうえで、その後利用しなかったことは明らかな事実であるし、当該火葬場は適切に焼骨できることについては厚労省阿部氏が認めているところである。

また、本件火葬場の建設は原告の独自の判断とする点については、仮に、原告が独自に遺骨収集帰還事業の一環である遺骨整理・焼骨作業のための施設を建設しようとしたのであれば、本来の事業の主体である被告はこれを中止させるべきである。

しかし、実際には、原告が施設を建設することを積極的に容認し、平成22年7月3日の開所式には、被告から日本領事館の総領事や厚労省担当者も参加してこれを祝っていたのである（甲13・第34回報告書7頁）。

このような状況からすれば、被告は、自己の事務である焼骨のための施設を原告が建設していることを了承していた。

したがって、原告の火葬場建設作業及び補修作業は、本人（被告）の事務を管理しており、かつ、本人の意思に反していなかったことは明らかであるから、事務管理が成立する。

(2) 原告は、被告の事務を行うため、以下の通り火葬場の建設費及び修理費等を支払った。

ア 第一次建設費

火葬場の建設は、まず、焼骨炉と炉を覆う建屋を建設し、発電機を設置するとともに、作業員用のトイレ・休憩所と管理人棟を設置し、平成22年7月3日の開所式を迎えた（第一次建設）。

第一次建設に要した費用は次のとおりである。ただし、人件費は平成21年7月3日～31日分である。

焼骨炉	10,000,000円
発電機1（新品）	4,000,000円
運賃／設置費用	1,000,000円
式典	1,300,000円
休憩所×3	1,200,000円
住民対策（バラングイ／教会）	2,000,000円
道路整備	1,960,000円
管理人棟	2,500,000円
維持／人件費（2,100円×29日）	60,900円
第一次建設費合計	25,020,900円

イ 第二次建設費

しかし、焼骨炉はディーゼルを燃料としていたため、送風用のファンが多数必要となった。そこで、ファンを動かすための発電機を購入し、作業用の組立式テントを立てて同発電機用の建屋を増築するとともに、火葬場施設の管理及び安全確保のために火葬場の敷地周辺をフェンスで囲った（第二次建設）。

第二次建設に要した費用は次のとおりである。ただし、人件費は平成21年8月1日～10月25日分である。

発電機2（中古）	2,200,000円
メンテナンス	1,800,000円
建屋補強／増築	2,000,000円
フェンス／テント	1,800,000円
道路整備	840,000円
維持／人件費（1,900円×86日）	163,400円
第二次建設費合計	8,803,400円
第一次・第二次建設費合計	33,824,300円

ウ 火葬場建設費（第一次・第二次建設費）の支払状況

（イ）原告による火葬場建設費の支払い

原告は、火葬場建設費（第一次・第二次建設費）を次の通り支払った。

支払日	支払額
平成22年4月20日	3,233,900円
5月7日	1,087,000円
5月9日	1,900,000円
6月15日	964,200円
6月20日	2,000,000円
6月23日	7,000,000円
6月25日	1,500,000円
7月12日	3,960,400円
7月21日	1,547,400円
7月26日	972,800円
7月28日	1,000,000円
8月11日	1,945,600円
8月23日	1,350,000円
8月27日	1,000,000円
合計	29,461,300円

なお、原告の仕訳帳では一部「フィリピン本部」「倉田宇山より借入」などの記載で処理されているものもある(甲25)。

(イ) 被告による火葬場建設費の支払い(分割払い)

被告は、原告に対し、火葬場建設費について、火葬場を使用する度に火葬場利用料に上乗せする形で分割払いすることとし、以下の通り支払いを開始した。上乗せ額は、当初は遺骨1袋当たり3,000円であったが、被告の領収書作成上の都合から(甲8の4)、平成22年9月以降は1袋当たり3000ペソ(約6,000円)を環境保全対策費の名目で上乗せすることとされた。被告の償還計画によれば、平成22年9月以降、毎月400袋ずつ焼骨して月額240万円ずつ原告に弁済される予定であった(甲7)。

平成22年7月7日、2183体の遺骨を焼骨し(甲13・第34回報告書8頁参照)、遺骨489袋分1,467,00

0円を上乗せした火葬場利用料4,200米ドルを支払った(乙7、甲7)。

同年8月24日、1683体の遺骨を焼骨し(甲13・第36回報告書4頁参照)、遺骨229袋分687,000円を上乗せした火葬場利用料20,500米ドルを支払った(乙8、甲7)。

同年9月22日、2460体の遺骨を焼骨し(甲13・第38回報告書2頁参照)、遺骨1袋につき159ドル(環境保全対策費69ドルを含む)、391袋分の火葬場利用料62,169ドルを支払った(乙9)。なお、遺骨1袋当たりの環境保全対策費は1ドル82円で換算して5,658円となる。

したがって、被告がこれまでに支払った火葬場建設費は次の通りとなる。

平成22年7月7日支払い分

3,000円×489袋=1,467,000円

同年8月24日支払い分

3,000円×229袋=687,000円

同年9月22日支払い分

5,658円×391袋=2,212,278円

≒2,213,000円

上記既払金合計4,367,000円

なお、原告は、これらの被告からの支払いについては、原告の会計に入れずに直接弁済に充てているため、仕訳帳には記載されていない。

(ウ) したがって、被告の火葬場建設費未払い額は29,461,300円である。

エ 火葬場修理費等について

(ア) 火葬場修理費等の発生の経緯

平成22年3月から同年10月にかけてのマスコミによる報道がきっかけとなって、フィリピンにおける被告の遺骨収集事

業が一旦中断され、焼骨も行われぬ期間が続いた。しかし、火葬場については、建設後、火葬場所在地の土地所有者である訴外ドクター・ロベルト・パルマ氏（以下、「パルマ氏」という）が必要な維持管理を行っていたため、原告を連絡窓口として、被告に対して修理費等の支払いを求めてきた。

被告は、パルマ氏による火葬場の修理費・メンテナンス料が約35万ペソ（約70万円）、人件費・維持費が月額5～7万円で約24か月分となる見込みであることを認識した上で（甲26）、平成22年12月17日～24日の遺骨情報調査を利用して12月17日にパルマ氏と面談することとした（甲27、甲13・第66回報告書1頁）。事前の折衝によれば、火葬場の修理費・メンテナンス料及び人件費・維持費（以下、「火葬場修理費等」という）の合計額は85万ペソ（1ペソ2.15円で換算して182万円）となる見込みであった。

原告は、12月17日の渡航に際し、被告担当者山口氏から火葬場修理費等の一部として事前に現金12,000ドル（1ドル84円で換算して約100万円）を預かったため、パルマ氏の請求見積り額182万円との差額82万円を原告が立替えられるよう準備した上でフィリピンへ渡航し、被告とパルマ氏との面談に同席した。

しかし、被告担当者の現地滞在中にパルマ氏との間での交渉がまとまらなかったため、被告担当者帰国後に原告が窓口となってパルマ氏と交渉した結果、火葬場修理費等は、平成22年10月26日から平成24年11月末日までの2年間で合計85万ペソとなった。そこで原告は、被告にその旨を連絡した上で、被告から事前に預かった12,000ドルに原告立替金82万円を加えてパルマ氏への支払いを行った（甲28）。

- (イ) その後、被告は原告に対し上記82万円を支払っていない。
- (ウ) したがって、被告の火葬場修理費等未払額は82万円である。

4 サイパン応急派遣団等欠損金

(1) 被告は、平成23年度から平成25年度にかけて、サイパンにおける遺骨収集帰還事業に基づく政府派遣の際、パウパウツアーズに対し、車、通訳等の諸手配を依頼していた。

この手配の前提として、事前に原告が現地において情報収集及び試掘作業などを行い、政府派遣団が現地に来たときに適切な場所で適切な方法で遺骨収集できるようにしていた。

そして、派遣前に大まかなスケジュールとそれに伴う諸費用の見積を示し、これに対し、被告からの指示があり修正した内容で確定し、前渡資金として、政府派遣前に現金で原告がこれを受け取っていた。

原告は、この受け取った金銭をパウパウツアーズに渡し、パウパウツアーズが被告が要求する通りの領収書を発行する(乙12)という流れになっていた。

以上のように、現地の窓口としてはパウパウツアーズであったが、実際に現地での手配や被告との連絡については、現地で情報収集及び遺骨収集作業をしていた原告が行っていたのである。

このように、前渡資金は、事前に予想される費用のみを対象として支払われているが、実際の遺骨収集では、大雨による遅延やアメリカ兵の遺骨が発見され、発掘作業が中断するなど、様々な事情により当初の予定よりも多くの費用が支出された。

これらの予期せぬ費用について、パウパウツアーズから請求された分を立て替えて支払ったのが原告の請求するサイパン応急派遣団等欠損金である。

(2) 以下、各支出について具体的に示す。

■ 2011年9月12日付け領収書(甲26)

3,680ドル(312,800円)

第50回(第1回空援隊サイパン&政府)御遺骨情報調査(甲27)

調査期間中における大雨による工期遅れに対する、埋め戻し作業等の重機追加使用(レンタル)料が発生し、原告がこれを立て替えて支

払った。

■ 2012年9月28日付け領収書（甲28）

3,260ドル（260,800円）

第64回（第2回空援隊サイパン&政府）調査（甲29）

調査期間中における大雨による工期遅れに対する、埋め戻し作業等の重機追加使用（レンタル）料が発生し、原告がこれを立て替えて支払った。

■ 2012年12月14日付け領収書（甲30）

2,790ドル（223,200円）

第65回（第3回空援隊サイパン&政府）調査（甲31）

調査期間中における大雨による工期遅れに対する、埋め戻し作業等の重機追加使用（レンタル）料が発生し、原告がこれを立て替えて支払った。

■ 2013年3月26日付け領収書（甲32）

8,470ドル（847,000円）

第68回（第4回空援隊サイパン&政府）調査（甲33）

米兵遺骨の発見により、JPACが確認に来るまでの現場維持経費（カバー、テント、夜間警備代）及びそれに伴う工期遅れを取り戻すための、追加重機レンタル費用と埋め戻し作業用の追加重機使用（レンタル）料が発生し、原告がこれを立て替えて支払った。

■ 2013年6月6日付け領収書（甲34）

2,150ドル（215,000円）

第70回（第5回空援隊サイパン&政府）調査（甲35）

雨による海岸への土砂流出防止のためのフェンス設置代を立て替えて支払った。

■ 2013年7月26日付け領収書（甲36）

1,635ドル（163,500円）

第72回（第6回空援隊サイパン&政府）調査（甲37）

米兵遺骨の掘り出し後の埋め戻しのための重機使用（レンタル）及びテント設置などの費用を原告が立て替えて支払った。このときは、

J P A C（米国戦争捕虜及び戦争行方不明者遺骨収集司令部）に直接請求せずに厚労省と協議することと明確に指示されたために、後日支払いについて協議したが、被告から支払われることはなかった。

■ 2013年9月1日付け領収書（甲38）

6,670ドル（667,000円）

第73回（第7回空援隊サイパン&政府）調査（甲39）

米兵遺骨2体発見。J P A Cが収容に来るまで現場保存し、一切現場に触れることを禁止されたため、工期が大幅に遅れた。これに伴う重機使用（レンタル）追加料が発生し、原告がこれを立て替えた。

■ 2013年10月28日付け領収書（甲40）

2,280ドル（228,000円）

第75回（第8回空援隊サイパン&政府）調査（甲41）

砂地を掘った際に中から海水が湧き出てきて地盤がゆるく、重機が沈んでしまい作業できなくなった。そこで、重機を進めるために鉄板を敷くこととなり、この費用を原告が立て替えた。また、関係車両（10数台）の駐車のために借りた民家の駐車場代金も建替えている。

(3) 以上のとおり、原告が請求する費用は、いずれも前渡資金には含まれていない、予期せぬ費用である。

これらは、本来的には被告の事業である遺骨収集事業において発生したものであり、被告が主体となって行うべきものである。他方で、原告がこのよう費用を支出したことで、自己が利益を受けるようなことは一切ない。

そして、いずれの費用についても、現地において被告が費用を支出することを確認しており、これを支出することに対して異議を唱えることはなかった。この点から、本人の意思に反していないことは明らかである。

以上からすると、サイパンにおける応急派遣団等欠損金として原告が被告に対して求める各費用は、いずれも事務管理に基づく有益費であり、被告はこれを支払う義務がある。

以上